

令和4年7月15日  
文化庁著作権課

「改正著作権法第104条の10の4第1項の規定に基づく「図書館等公衆送信補償金」の額の認可に係る審査基準及び標準処理期間（案）」に関する意見募集の結果について

標記のパブリックコメント募集について、令和4年3月14日から令和4年4月12日までの期間、e-Gov意見提出フォームを通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、本件に係る御意見を8件いただきました。

いただいた御意見の概要及びそれに対する文化庁の考え方は別紙のとおりです。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約、分割させていただいております。

貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

(別 紙)

分野	主な御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>3. 補償金の額が「適正な額」とであると認められること</p> <p>(1) 基本的な考え方</p>	<p>「国民の情報アクセスの充実等」について、具体的記述・具体例を盛り込み分かりやすくすべき。</p>	<p>御意見を踏まえ、「国民の情報アクセスの充実等」に係る具体的記述を加え、審査基準を修正しました。</p>
	<p>基準は概ね妥当と考える。</p> <p>ただし、かなりの特定図書館が補償金を利用者から徴収するであろうことを考えると、論文・専門書・新聞などの類型や、研究者用・学生用・一般用などの用途、FAX 送信・メール送信・インターネット送信などの送信方法、その他の違いによって補償金の額が異なるとなると、かなり煩雑となることが予想されるため、著作権者等の利益に与える影響には配慮しつつ、可能な限り簡素な料金体系であるべきと考える。</p> <p>また、補償金の額を算定する際に利用者が受ける便益を加味する (3. (1) ③) ことについては、権利者が得るはずであった利益に対して影響する可能性が高い便益に限るべきであって、例えば、送信という手段を用いず郵送等でも可能である来館が不要になるといったような事項まで額に加味されるべきではなく、あくまで著作権者等の利益に与える影響 (3. (1) ②) の範囲で考えるべき。</p>	<p>審査基準 3 (1) ④i) 及び審査基準 3 (2) ①ii) では特定図書館等における補償金関連の業務への配慮が考慮要素とされており、御指摘を踏まえ、審査を行ってまいります。</p> <p>また、改正著作権法第 104 条の 10 の 4 第 4 項では、図書館等公衆送信補償金の額の認可における考慮要素の 1 つとして「図書館等公衆送信により電磁的記録を容易に取得することができることにより特定図書館等の利用者が受ける便益」が定められており、これに基づき、審査基準にそれに対応する基準を設けているところです。</p>
	<p>「③図書館等公衆送信により電磁的記録を容易に取得することができることにより利用者が受ける便益」について、「図書館等への来館が不要になったり、資料を入手するまでの時間が短縮されたりするといった情報ア</p>	<p>改正著作権法第 104 条の 10 の 4 第 4 項では、図書館等公衆送信補償金の額の認可における考慮要素の 1 つとして「図書館等公衆送信により電磁的記録を容易に</p>

	<p>クセスコストの軽減に伴い利用者が受ける便益を指す」とあるが、情報アクセスコストの軽減は、公衆送信に限らず、例えば郵送等でも実現可能であり、そのような便益が、公衆送信補償金の額を算定する際に加味されることに違和感がある。</p>	<p>取得することができることにより特定図書館等の利用者が受ける便益」が定められており、これに基づき、審査基準にそれに対応する基準を設けているところです。</p>
	<p>いっそのこと費用便益分析を行うこととしてはどうか。</p>	<p>改正著作権法第 104 条の 10 の 4 第 4 項に基づき、補償金の額の認可において、著作権者等の利益に与える影響や利用者が受ける便益等、様々な要素を考慮する必要があり、これに基づき、審査基準にそれに対応する基準を設けているところです。</p>
<p>(2) 各考慮要素を踏まえた適正性の審査 その他</p>	<p>「①料金体系(メニュー)について」に関し、「ii)」として挙げられているように、「特定図書館等における補償金関連の業務に係る事務負担・円滑な運用に配慮されたもの」であることが、非常に重要であると考えます。</p>	<p>賛成の御意見として承りました。</p>
	<p>「②額の水準について」に関し、補償金が高額になる場合、利用を控えることが予想され、国民の情報アクセスの充実の観点から、実際に補償金を負担する利用者が利用しやすい金額であることが望まれる。</p>	<p>審査基準 3 (2) ②i) アを考慮し、御指摘を踏まえ、審査を行ってまいります。</p>
	<p>「②額の水準について」「i)」アに関し、大学図書館は学習権、知る権利等を保証する機関としての性格を有するとともに、様々な経済状況にある学生へのサービスを提供していることを理解いただき、料金設定にあたっては、権利者の逸失利益も考慮しつ</p>	<p>審査基準 3 (2) ②i) アを考慮し、御指摘を踏まえ、審査を行ってまいります。</p>

	つ、学生に過度な負担を強いることにならないような料金体系を希望する。	
その他	<p>賛成する。</p> <p>著作権者等の利益に与える影響、特定図書館等の利用者が受ける便益、が考慮されることで、著作権者等と利用者の両者のバランスが図られており、適切であると考えます。また、特定図書館等における補償金関連の業務に係る事務負担・円滑な運用への配慮、著作権等管理事業者等における使用料の相場、諸外国における類似のサービスの相場も考慮もされ、総合的に判断されるので、著作権者等と利用者の両者の納得のいく価格に落ち着くと考えられる。</p>	<p>本案の趣旨に賛成の御意見として承りました。</p>
	<p>具体的な金額がイメージしにくいですが、事例を挙げて具体的な金額を示すことはできないか。</p>	<p>改正著作権法第 104 条の 10 の 4 第 1 項では、指定管理団体が補償金の額を定め、文化庁長官に対し認可の申請を行うこととされており、具体的な金額は指定管理団体において示されることとなります。</p>
	<p>項目立てをもう少し整理できないか。提供されるサービスに対する対価が不当に高くない(すなわち額が情報アクセス容易性を阻害しない)又は低くない(すなわち額が十分な権利者補償・利用者の応分負担の趣旨にかなう)かについて審査する基準と理解したが、冗長で分かりづらくなっている。</p>	<p>補償金の額の認可に係る審査に当たっては、改正著作権法第 104 条の 10 の 4 の規定に基づく諸要素を考慮する必要があり、本審査基準はそうした要件の充足性を確認するための項目立てとしております。</p>

※その他、本意見募集の内容と直接関係のない御意見が 1 件ありました。